

第 2 号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成 22 年 10 月 5 日

弁護士 飯田 誠 殿

国土交通省自動車交通局旅客課長

平成 22 年 9 月 9 日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、判断の基礎となる事実関係に関する情報が不足しているため、回答することは困難である。

2 回答が困難であることに関する見解及び根拠

自動車運転代行業におけるいわゆる A B 間輸送行為は、これを反復継続の目的をもって有償で行っている場合には、道路運送法第 4 条第 1 項違反となり、その際、有償性の判断が外形的に困難な場合には、有償であるか否かの判断に当たって、社会通念に照らし、具体的事案に即して十分実態を調査の上判断することが必要となる。

当該事実は、A B 間輸送に係る対価を一切収受せず無償で行う旨は示されているものの、A B 間輸送に係る経費がどのように賄われているのか、実態的に有償か否かを判断するための情報が不足していることから、照会法令の適用対象となるか否かについて回答できないものである。